

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |  |
|------------|--|
| 担当課        | 環境政策課  |
| 委託業務名      | 大津市省エネ家電購入補助金支給関連業務  |
| 委託業務場所     | 受託事業者事務所   |
| 概要         | 一定基準を満たす省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）を、滋賀県電器商業組合大津支部及び湖西支部の加盟店舗において購入・設置する市民に対して補助を行う「省エネ家電購入補助事業」を実施するに当たり、当該補助事業に係る問い合わせ対応並びに申請書の作成サポート及び取り纏めに関する業務を委託するもの   |
| 契約期間       | 令和5年6月1日から令和6年2月29日まで  |
| 契約年月日      | 令和5年6月1日   |
| 契約金額       | 2,266,000円   |
| 契約の相手方     | [所在地] 滋賀県守山市梅田町2番1号セルバ守山306<br>[名称] 滋賀県電器商業組合  |
| 契約相手方の選定理由 | 省エネ家電購入補助金は、国の電力・ガス・食料等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰による市民負担の軽減、市内事業者の振興などを目的として省エネ家電を購入した市民に補助金を交付するものであり、滋賀県電器商業組合大津支部又は湖西支部の加盟店舗において、省エネ家電を購入した者を対象としている。このため、申請のサポート業務については、当該組合の加盟店舗でのみ行うことが可能である。<br><br>また、滋賀県電器商業組合は、家庭電器製品販売店で作る県内唯一の商業組合であり、当該補助事業に係る問い合わせ対応や加盟店の取り纏めを行うことができる唯一の事業者である。 |
| 根拠規定       | 地方自治法施行令第167条の2第1項<br><br>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。  |

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。